

2026年8月17日

京都信用金庫

「当座勘定規定」等の改定について

平素より京都信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2025年8月27日付「[手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について（その2）](#)」にてご案内しておりました通り、「他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの終了」を行うこととしております。

つきましては、上記実施にあたり、「当座勘定規定」等の関連する規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 規定の改定日（クリックすると改定後の規定をご確認いただけます）

2026年10月1日（木）

2. 改定する規定

- (1) [預金共通規定](#)
- (2) [定期積金規定](#)
- (3) [通帳レス口座規定](#)
- (4) [印鑑レス通帳レス口座規定](#)
- (5) [当座勘定規定](#)
- (6) [当座勘定規定（個人当座用）](#)
- (7) [京信キャッシュカード規定](#)
- (8) [京信ビジネスバンキング利用規定](#)
- (9) [貸金庫規定](#)
- (10) [振込規定](#)
- (11) [京信自動送金サービス規定](#)
- (12) [夜間金庫規定](#)
- (13) [京信ファームバンキング利用規定](#)
- (14) [夢ネット支店取引規定](#)
- (15) [夢ネット支店用普通預金規定](#)

3. 主な改定内容

他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金を行わない旨を明記
預金口座振替契約等にかかる「小切手の振出し」文言を削除

4. 新旧対照表

こちら [PDF](#) をご確認ください。

5. 当金庫の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組の詳細

[PDF](#)

2026年8月更新

2025年度												2026年度												2027年度										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
手形・小切手を振出されるお客様												手形・小切手の最終振出期限（2026年9月末）												手形・小切手全面電子化										
手形・小切手帳の発行受付終了（2026年3月31日）												最終振出期限を超過した手形・小切手は決済されません。 ご自身の当座預金からの現金引き出しや振替のために振出した 小切手も含みます。																						
手形・小切手の最終振出期限（2026年9月30日）																																		
払戻請求書による当座預金からの支払い（2025年8月1日～）																																		
手形・小切手をお受取になるお客様												2024年9月より2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立受付は終了しています。																						
												他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い終了（2026年9月末）																						
支払地 他行庫	手形	入金	入金可能（振出日が2026年9月30日以前 支払提示期間内のもの）																															
		取立	取立可能（振出日が2026年9月30日以前 かつ 支払期日が2027年3月31日まで）																															
	小切手	入金	入金可能（振出日が2026年9月30日以前のもの）																															
		取立	取立可能（振出日が2026年9月30日以前のもの）																															
支払地 京都信用金庫	手形	入金	入金可能（振出日が2026年9月30日以前 かつ 支払期日が2027年3月31日まで 支払提示期間内のもの）											手形・小切手の最終振出期限（2026年9月末）																				
		取立	取立可能（振出日が2026年9月30日以前 かつ 支払期日が2027年3月31日まで）																															
	小切手	入金	入金可能（振出日が2026年9月30日以前のもの）																															
		取立	取立可能（振出日が2026年9月30日以前のもの）																															

※手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の検討により、現時点において当庫で入金可能な手形・小切手についても今後取扱いが変更になる可能性があります。
取扱いに変更が発生した場合は、当庫ホームページでお知らせいたします。

（1）当座預金の新規口座開設終了

受付終了日：2024年3月29日

当座預金新規口座開設の受付を終了しました。

（2）2027年4月以降期日の代金取立の受付終了

受付終了日：2024年9月2日

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を終了しました。

（3）「払戻請求書」による当座預金からの支払い開始

受付開始日：2025年8月1日

当金庫所定の「払戻請求書」へ記名押印（または署名）のうえ、当座預金入

金帳または当座キャッシュカードとともにご提出いただくことで支払いが可能です。ただし、小切手による支払と同様に口座開設店に限ります。

（正当な権限を有することを確認するために、当金庫所定の本人確認の提示等の手続きを求めることがあります。）

（４）手形・小切手帳の発行受付終了

受付終了日：２０２６年３月３１日

手形・小切手帳の発行受付を終了しました。（自己宛小切手を含みます。）

（５）手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：２０２６年９月３０日（水）

手形・小切手の最終振出期限を設定します。

最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。

（６）他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：２０２６年９月３０日（水）

他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了いたします。

（入金先の口座は、当座預金その他、普通預金や定期預金等、全ての種類となります。）

（７）手形割引の受付終了

受付終了日：２０２６年９月３０日（水）

“紙”の手形割引の受付を終了いたします。

以上